

労務 ROAD

令和5年4月からの雇用保険料率変更について

令和5年4月1日から雇用保険料率に変更されます。

Point

労働者負担、事業主負担それぞれで0.1%上がることになります。
 一般の業種の労働者負担分は、5/1,000(0.5%)→6/1,000(0.6%)へ、
 事業者負担は8.5/1,000(0.85%)→9.5/1,000(0.95%)へあがります。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります。
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です。
(建設の事業は4.5/1,000です。)

よくある質問

Q1. 一般の業種の「一般」って何ですか？

A1. ここで言う一般とは、農林水産・清酒製造、建設の事業以外のすべての業種を表します。そのため、多くの企業は一般の業種に該当します。

Q2. 具体的にいくらあがりますか？

A2. 例えば、一般の業種で30万円のお給料だと、現在、雇用保険料の本人負担額は1,500円となりますので、令和5年4月1日からは300円アップして、1,800円となります。
 同時に、事業主が負担する分も300円アップします。

【厚生労働省より】

～労務ROADのFAXがご不要の場合は、お手数ですがご記入の上、ご返信をお願い致します。～

FAX不要 (☑️チェックをお願い致します。)

社名: _____ FAX番号: _____

VOL.842
(2303-1)



〒541-0054
 大阪市中央区南本町
 2-6-12
 サンマリオンタワー16F
 TEL:06-6224-0264
 FAX:06-6224-0265
 H P: <https://k-s-j.net/>
 編集: 平原・姚・茅原・石田

社長が入れる
 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
 06-6224-0480 まで!

マスクの着用について、
 3月13日から屋内・屋外を
 問わず個人の判断に委ねる
 方針が決定されましたね。
 今年はスポーツ観覧等の人数
 制限解除、感染症類別の変
 更、各種助成金の特例廃止
 など with コロナ施策の大き
 な転換期になりそうです。
 私の娘も今春中学入学なの
 で、マスクをしない晴れやか
 な入学式が出来る事を楽し
 みにしています。

(小池)



3月労務スケジュール

- ・3月末退職者の手続き
- ・4月入社準備
- ・3月・4月の従業員家族の異動確認(就職など)